

奥大和地域ブランド力向上事業
(東京インターナショナル・ギフト・ショー奈良県ブース出展)
事業者募集要領

1 趣旨・目的

奈良県では、奥大和地域で生み出される優れた製品や、その背景にある素材、環境、技術等の価値を整理・発信するとともに、展示商談会への出展及び出展前後の支援を通じて、「奥大和」という地域全体のブランド力向上を図ることを目的として、東京インターナショナル・ギフト・ショーにおける奈良県奥大和ブースへ出展する事業者を募集します。本事業は、出展事業者を選定した上で、当該事業者を対象にセミナー・ワークショップを実施し、展示会出展まで一体的に支援するものです。

2 展示会概要

名称：第 103 回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2027

(以下、展示会と言う。)

会期：令和 9 年 2 月 24 日（水）～26 日（金）

会場：東京ビッグサイト（東京都江東区有明 3 丁目 11-1）

主催：株式会社ビジネスガイド社

出展エリア：「LIFE×DESIGN エリア」（予定）

3 実施体制

担当課：奈良県 奥大和地域活力推進課(以下、県と言う。)

全体監修：株式会社クレアツォーネ(以下、受託者と言う。)

略歴…ブランドを組織や事業の判断・行動の中で機能し続けるものとして捉え、理念を軸にその本質的価値を言語化・体系化しながら実装するブランディングカンパニー。組織や事業に蓄積された価値や意思決定の前提を整理し、ブランドフィロソフィー（理念）の定義から、人・組織・仕組み・コミュニケーションへの落とし込みまでを一貫して支援するほか、コーポレートブランド及び商品ブランドの構築、ウェブサイト制作、展示会デザイン、商品開発、プロモーションなどへ展開する。ブランド構築から情報発信までを一体的に担い、地域産品やライフスタイル分野を中心に、国内外の展示会出展支援や販路開拓など、多数のブランド構築支援実績を有する。

4 応募資格

次の条件を全て満たすこと。ただし県が出展事業者(以下、出展者と言う。)とし

て適当でないと認める場合は、この限りではありません。

- ・ 奥大和地域に本社又は事業所を有する事業者（奥大和地域とは、奈良県南部・東部に位置する、五條市、御所市、宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村の19市町村を指します。）
- ・ 自社で企画・製造（自社で企画を行っていれば、他社に製造委託している商品でも可）した製品を有すること
- ・ 本事業の趣旨に賛同し、主体的に取り組む意思を有すること
- ・ 奈良県税の滞納がないこと
- ・ 出品物が医薬品、農産・畜産・海産品及び食品（お酒、お茶、乾物その他常温で賞味期限3ヶ月以上のものを除く。）以外の一般消費財であること

5 応募条件

応募にあたっては、以下のすべての条件に同意いただく必要があります。

- ① 本事業で実施するセミナー・ワークショップ(以下、セミナー等と言う。)に参加すること
- ② セミナー等は原則として全日程に参加すること
※セミナー等の具体的な内容、回数、実施方法（対面・オンライン）は、別途提示します。
- ③ 県及び受託者の指示に基づき、必要な準備・課題対応等を行うこと
- ④ 展示会出展に向けた取組（商品改善・構成検討等）を積極的におこなうこと
- ⑤ 展示会出展に係る各種手続き（書類提出、搬入・搬出等）を適切に実施すること
- ⑥ 担当者（来場者への質問・製品説明、商談等に対応できる方）を常時1名以上、奈良県の出展するブース(以下、ブースと言う。)に配置すること。
- ⑦ 展示会出展後の成果報告として、展示会出展後の一定期間におけるアンケート（商談実績及び進捗状況）の報告を受託者に提出すること
- ⑧ 出展風景の撮影及びその映像を、広報活動用として奈良県ホームページその他の広報媒体に利用することに同意できること

6 募集数

最大で8者程度（予定）

※4小間（36㎡）のブースに共同出展し、各出展者に割り当てます。

7 申込方法

（1）出展申込の申請

以下の入力フォームより、出展申込の申請をしてください。

【申請フォーム】 <https://forms.gle/kVltwJnEPKF7xLmKA>

※奈良県税（全税目）の滞納がないことの証明書（納税証明書）は、原本を後述する二次審査の際にご持参ください。

（２）出展申込期限

令和８年８月２１日（金）１７時まで

（３）応募にあたっての注意事項

- ①申請内容に不備がある場合は、応募を受け付けません。
- ②特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、応募者が負うものとします。

８ 選考方法

出展者の選定は、以下の手順により実施します。

（１）書類審査及び面接審査

出展を希望する応募者（以下、申込者と言う。）から提出された企業情報及び商品情報等を基に、書類審査及び面接審査を実施します。

審査の実施方法、評価項目及び審査体制については、本事業の受託者の提案に基づき、県が指定する専門的知見を有する者の参画のもと、申込者の取組意欲、出展回数、商品力及び事業性等を総合的に評価して行います。

（２）出展事業者の決定

審査結果を踏まえ、県が出展者を決定します。

選考結果は、各申込者に対し、E-mail により通知します。なお、選考は非公開で行うこととし、選考の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。ご了承ください。

（３）セミナー等への参加

選定された出展者は、展示会出展に向けて実施するセミナー等に必ず参加していただきます。

セミナー等の内容、回数及び実施方法については、受託者の提案を踏まえて決定しますが、内容は展示会出展に向けた実践的なものを予定しています。

（４）展示会への出展

本事業では、原則として選定された事業者については展示会へ出展することを前提として事業を実施します。

ただし、セミナー等への参加状況や準備状況等を踏まえ、出展の可否を最終的に決定するものとし、出展が適当でないと判断した場合は、出展対象から除外する場合があります。

９ スケジュール（予定）

令和8年 7月24日(金)～8月21日(金)：出展事業者募集
9月1日(火)：面接審査
9月11日(金)：審査決定案内(予定)
10月1日(木)：第1回セミナー等
12月18日(金)：第2回セミナー等、モックアップ
令和9年 2月24日(火)～26日(金)：ギフトショー出展
※スケジュールは変更となる場合があります。

10 費用負担

(1) 県が負担する費用

- ・セミナー等実施経費（出展者の参加費は無料）
- ・主催者に支払う出展料（小間料金等）
- ・ブース装飾経費（県が装飾用として設置する什器備品類、電気代を含む。）
※出展者が県の承認を得て独自に持ち込む什器備品類は対象外とします。
※ブース装飾の仕様については受託者の提案に基づき県が決定し、出展者が独自にブース装飾を行うことは出来ないものとします。

(2) 出展者が負担する費用

- ・セミナー等参加にかかる人件費、交通費、宿泊費
- ・展示会出展にかかる展示物の運搬・搬出入費
- ・展示会出展にかかる人件費、交通費、宿泊費
- ・必要書類等作成経費、等

11 資格・選定の取消

以下の場合、応募資格又は選定を取り消します。

- ①申込者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- ③申込者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- ④申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を

供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合

- ⑤③及び④に掲げる場合のほか、申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ⑥申請内容に虚偽の記載があった場合
- ⑦破産等により事業の継続が困難となった場合
- ⑧法令等の社会的規範を遵守していない場合
- ⑨その他、本事業の趣旨にそぐわない行為又は品位を損なう行為であると判断される場合

12 その他

- ①出展者の展示については、県及び受託者の方針に基づき実施するものとし、ブース全体の調和を損なうおそれのある展示方法は行わないでください。なお、ブースレイアウト等については、そうした全体のバランスの観点から、出展者の希望に沿えない場合があります。
- ②出展者の出展商品数の上限は設定しないが、受託者が示す全体の展示方針等（ブースレイアウト、相談内容結果）により、制限する場合があります。
- ③出展者は、出展面積の一部又は全部を転貸、売買、譲渡等することはできません。また、県の承認なしに、出展者以外の企業、団体、個人等が使用・展示することはできません。
- ④やむを得ない事情により出展が困難となった場合は、速やかに県へ報告してください。
- ⑤セミナーへの参加が著しく不十分な場合は、出展対象から除外する場合があります。
- ⑤県は、主催者の事情、天変地異その他やむを得ない事情が生じた場合は、ブースの全部又は一部の使用を中止又は変更することがありますが、これにより生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。
- ⑦諸般の事情により本事業に関して発生するいかなる損害についても、県は責任を負いません。
- ⑧申請及び本事業により取得した個人情報、本事業の目的の範囲内で適切に取り扱います。

13 問い合わせ先

奈良県 奥大和地域活力推進課

担当：楠田・木村

TEL：0744-48-3016

MAIL：okuyamato@office.pref.nara.lg.jp